



重度心身障がい者の医療費について



(令和6年4月1日から)

- 助成対象者 身体障害者手帳1～2級、3級の内部障がいの方
重度の知的障がいの方（医師により重度障がいと診断された者）
精神障害者福祉手帳1級の方

北海道医療給付事業の改正次第により、上限額等変更の可能性あり。現在のところ未定。

- 医療機関での受給者の負担金

□ 障がい（64歳以下）の方

- 町民税課税世帯の方【障課】 1割負担

《通院》 月額上限額	18,000円	（年間上限額 144,000円）
《入院》 月額上限額	57,600円	（多数回該当 44,400円★）

1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、重度心身障がい者医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 3歳未満及び町民税非課税の方【障初】 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

□ 障老（65歳以上：高齢者の医療の確保に関する法律に該当している方）の方

- 町民税課税世帯の方【老課】 1割負担

《通院》 月額上限額	18,000円	（年間上限額 144,000円）
《入院》 月額上限額	57,600円	（多数回該当 44,400円★）

1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、重度心身障がい者医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。

注）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の一部負担が1割の方は、負担割合が同じ（1割）なため、受給者証は交付されません。

ただし、毎年所得等課税状況により変更があるため、町民税非課税世帯となった場合は、新たに交付の対象となります。

- 町民税非課税世帯の方【老初】 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

★ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

■ 所得制限

北海道では、一定額以上の所得がある世帯の方は、助成対象外とする所得制限を導入しておりますが、仁木町は導入しておりません。

■ 療養費払いについて

補装具の作成などで、いったん医療費を全額自己負担した場合は、重度心身障がい者医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。

■ 高校生世代までのお子さんの医療費について

高校生世代までのお子さんが受診した際の一部負担金（初診時負担金や1割負担分）については、「乳幼児等医療費助成制度」によって全額助成されます。

□ その他

国の公費負担制度（自立支援医療、更生医療等）の対象となる場合、そちらの制度が優先されますので、必ず公費の申請を行ってください。

※ ご不明な点がございましたら、福祉課国保医療係（0135-32-2514）までご連絡ください。